**「大阪府循環型社会推進計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について**

* 募集期間：令和３年２月８日（月曜日）から同年３月９日（火曜日）まで
* 募集方法：インターネット（電子申請）、郵送、ファックス
* 募集結果：３名（団体含む）から24件の意見提出がありました。  
  　　　　　（うち意見の公表を望まないもの０件）

いただいたご意見に対する大阪府（以下「府」という。）の考え方は以下のとおりです。

※ご意見等は募集の趣旨を踏まえ、一部趣旨を損なわない範囲で要約しています。

| No. | 項目 | ご意見等の概要 | 府の考え方 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１章　計画の基本的事項 | | | |
| 1 | P.1 ２　めざすべき将来像 | 2050年にサーキュラーエコノミーに移行することについて、プラスチック廃棄物の「焼却」「熱回収」を主な前提にしているが、焼却は化石資源を使い続けることであり、温暖化ガスを出し続けることになるため、「廃棄物のエネルギー使用」の文言は削除すべきです。 | 本計画においては、循環型社会形成推進基本法に基づく処理の優先順位（１．発生抑制、２．再使用、３．再生利用、４．熱回収、５．適正処理）を踏まえ、まず、リデュースとリユースを行った上で、排出されたものはリサイクルし、どうしてもリサイクルできないものは熱回収することとしています。 　二酸化炭素排出削減の観点からも、なるべく焼却しないことが重要なため、プラスチックごみ焼却量の2025年度削減目標を府独自に設定し、マテリアルリサイクル等の質の高いリサイクルを推進していきます。 |
| 2 | P.2 ４　実施主体 | 事業者の役割として記載されている「サーキュラーエコノミー型の事業運営にシフトすることが求められる」を「事業者は廃棄物削減等の厳しい目標設定と、規制、施策を厳格に守ることはもちろんとして、積極的な前倒しの努力をすること」とすべきです。 | 国においては、プラスチック製品の設計から廃棄処理まであらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため、「プラスチック資源循環促進法案」を閣議決定し国会に提出しています。 　本計画でも、2050年にはサーキュラーエコノミーに移行し、できるだけ少ない資源で最低限必要な物が生産され、全ての府民が持続可能なライフスタイルを実践している将来像をめざしており、事業者にはごみになりにくい商品の製造やリサイクルしやすい製品設計等、ごみの発生を抑えた商品の製造・販売を促進していくこととしています。 　ご意見は今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 3 | 同上 | 2050年の「サーキュラーエコノミー型社会」の実現には、国や府など行政による厳しい目標設定と各種規制、事業者による製品の設計段階からの抜本的な改革が必要です。 |
| 第２章　計画の目標 | | | |
| 4 | P.5 ２　プラスチックごみ | プラスチックの使用量を減らすことを優先的に実施することが必要で、行政が種々の規制と支援策を行い、事業者に最終廃棄物を減らす商品設計をさせることを第一にすべきです。その上で、やむを得ず使用した後の廃棄物の処理目標を決めるべきです。 　プラスチックの熱利用はできるだけ削減し、2025年には少なくとも半減、2030年にはその半分とすべきです。ケミカルリサイクルも、結局半分は燃やす燃料となっており、これも半減すべきです。 | 本計画においては、循環型社会形成推進基本法に基づく処理の優先順位（１．発生抑制、２．再使用、３．再生利用、４．熱回収、５．適正処理）を踏まえ、まず、リデュースとリユースを行った上で、排出されたものはリサイクルし、どうしてもリサイクルできないものは熱回収することとしています。 　二酸化炭素の排出削減の観点からも、なるべく焼却しないことが重要なため、プラスチックごみ焼却量の2025年度削減目標を府独自に設定し、マテリアルリサイクル等の質の高いリサイクルを推進していきます。 　なお、国においては、プラスチック製品の設計から廃棄処理まであらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため、「プラスチック資源循環促進法案」を閣議決定し国会に提出しており、国の動向を踏まえて府としても取り組んでいきます。 |
| 5 | 同上 | 2030年までにはワンウエイのプラスチック容器はゼロとすべきです。府は強い権限で規制すべきで、ペットボトルやレジ袋について、少なくとも府内では独自に決めて実施すべきです。 | プラスチックは、軽く丈夫で便利なことから私たちの生活のいたるところで使用されていることに加え、同じ機能を実現できる代替製品がないことや、代替製品があっても高コストであることなどの状況を鑑みると、府民の皆様や事業者の理解を得てゼロにすることは難しいですが、本計画では、使い捨てプラスチックの過剰な使用は抑制し、使用したプラスチックは回収してリサイクルすることが重要と考えています。 　その考えのもと、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」の目標（2030年までにワンウェイプラスチックを累積25％排出抑制）の達成を見据え、2025年度における容器包装プラスチック排出量を2019年度比14％減の21万トンとする府独自の目標を設定し、取組を進めていきます。 |
| 第３章　目標達成に向けて講じる主な施策 | | | |
| 6 | P.8 １　リデュース・リユースの推進 | 「ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイル」について、使用者が回収に出せばお金が戻るシステムを構築し、使用後に事業者の回収を義務付けるべきです。 　府は、行政としてその社会システムの構築を優先すべきで、国に対してその仕組みを求めるとともに、府独自のプランを作り、事業者を規制して設計段階から回収しやすい商品・容器をつくらせることが重要です。プラスチック廃棄物問題は、消費者の選択に任せるのでは決して目標達成は無理です。 | 現状では、容器包装や家電の各種リサイクル法に基づき、市町村等による廃棄物の分別収集・リサイクルが実施されており、未実施の市町村には実施を働きかけて、分別・リサイクルの取組を促進していきます。 　また、国においては、プラスチック製品の設計から廃棄処理まであらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進し、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため、「プラスチック資源循環促進法案」を閣議決定し国会に提出しており、国の動向を踏まえて、府としても事業者に対し自主回収の実施を働きかけていきます。 　ご意見は今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 7 | 同上 | 「ごみ処理有料化」は、廃棄物ゼロに向けた施策としては有効でなく、結局、不法投棄の要因にもなります。 　使用後にごみとなる商品形態が本質的に問題で、それを事業者が必ず「回収」する商品こそが廃棄物ゼロへの解決方法です。 | ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じて処理費の一部を負担する公平性の確保と併せて、排出量を削減する効果（府内の実施事例では１割程度）を期待できることから、有効な施策のひとつと考えています。 　有料化未実施の市町には、住民の理解を得ることに加え、資源ごみの分別収集の拡充等にも配慮し、有料化を実施するよう働きかけていきます。 |
| 8 | P.8 １　リデュース・リユースの推進 | 「ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの促進」について、可燃ごみのごみ処理有料化の促進で住民に費用負担を求めることが、具体策の筆頭になっており問題です。 　住民がごみを出さないライフスタイルができるようにするために必要な行政施策及び住民がごみを出さざるを得ないような事業活動を行っている事業者に対する施策（拡大生産者責任の拡張など）を具体化する努力を府は真剣に行い、計画に盛り込むべきです。 | ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、「おおさか３Ｒキャンペーン」等を通じて、ごみの排出削減や物のシェアリング、リユースについて府民や事業者に働きかけ、全ての主体の意識改革・行動変容を促進していきます。 　さらに、府民がごみを出さないライフスタイルを実践できるよう、ごみの排出量に応じて処理費の一部を負担する公平性の確保と排出量の削減が期待できるごみ処理の有料化や食品ロスの発生抑制にも取り組んでいきます。 |
| 9 | 同上 | 可燃ごみのごみ処理有料化の促進について、排出量自体が削減するという効果が期待できるとありますが、実施自治体の多くで有料化後のリバウンドが生じています。生活系のごみ減量を実現するための住民に対する自治体施策の基本は、ごみ処理を有料化するか否かに関わらず、ごみ減量と分別排出に係る意識啓発活動を地域社会とともに継続的に実施することにあり、このことを計画に明示すべきで、有料化ありきの計画案には賛同できません。 |
| 10 | 同上 | ごみ処理を有料化する場合は、その収入を一般財源化するのでなく、ごみ減量や環境保全の施策の特定財源として住民に見える形で活用し、環境施策の前進を図ることが望ましいとの趣旨を計画に盛り込み、市町村に促すことを求めます。 | 環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、有料化による手数料収入の使途を透明化するとともに、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に資する使途を定めることで有料化への理解を深め、排出抑制への住民等の意識を高めることが期待できるとされており、引き続き国の手引きを示して市町村に働きかけていきます。 |
| 11 | P.8 １　リデュース・リユースの推進 | 定時制高校の給食のほとんどが廃棄されています。食品ロス削減のために、定時制高校の学校給食を廃棄ではなく、廃止することに取り組んでほしい。もっと税金を有効に使ってほしい。 | ご意見は担当部署にお伝えします。  なお、庁内に、教育庁も参画する食品ロス削減ワーキングチームを設置しており、教育分野も連携して食品ロス削減に取り組んでいきます。 |
| 12 | 同上 | 学校給食の食品ロスはかなり深刻です。学校給食の当日キャンセルに柔軟に対応していくことを真剣に考え、システム化するように教育委員会に命じてほしい。 |
| 13 | P.9 １　リデュース・リユースの推進 | 建設業・製造業などの産業廃棄物について、国と府が強い権限を発揮して「廃棄物を削減する目標」を決めて、実施させるべきです。「法逃れ」する事業者も出るので、厳しく取り締まることが必要です。 | 本計画では、2025年度の産業廃棄物排出量の目標値を設定し、府は建設業・製造業における事業者による産業廃棄物の排出抑制を促進することとしています。 　また、廃棄物処理法では、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）の「多量排出事業者」は、産業廃棄物の排出抑制等について（特別管理）産業廃棄物処理計画書を作成するとともに、計画書に基づき実施した状況を翌年度に報告することが規定されています。知事は、事業者から提出された計画書及び実施状況報告書の内容を公表し、事業者の自主的な減量化の取組等を促進しています。 　併せて法令に基づく規制については、遵守を指導していきます。 |
| 14 | P.10  １　リデュース・リユースの推進 | 万博後の解体は、できうる限り少なくさせるべきで、目標も数値化すべきです。 | 大阪・関西万博会場整備計画に基づき解体されることとなるパビリオン等については、循環型社会推進の率先的取組として位置付け、解体の際に、廃棄物の発生抑制、再生利用の取組を促進することとしています。 　今後、具体的な整備計画が策定される際には、これらの趣旨を踏まえ、府として意見を述べていきます。 　なお、ご意見は担当部署にお伝えします。 |
| 15 | P.12 ２　リサイクルの推進 | 「容器包装廃棄物などの分別収集の促進」では、拡大生産者責任の拡張を国に求めていくことを盛り込み、それと同時に容器包装リサイクル法のスキームへの参加を自治体に促すという内容に改めることを求めます。 | 容器包装リサイクル法では、プラスチック製容器包装やガラスびん等の容器包装を利用又は容器を製造する事業者に対して、リサイクル費用の負担を求めています。  　紙やプラスチック製の容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別収集を実施していない市町村に実施を働きかけていきます。 |
| 16 | 同上 | 市町村の分別収集後の処理方法については、住民への情報提供が不足している市町村が多く、住民の中には本当にリサイクルされているのか疑問を持つ人も少なくありません。 　分別・リサイクルへの住民の参加意識向上のために、収集後のリサイクル方法について積極的に情報提供するよう市町村に働きかけることを盛り込んでください。 | 市町村では、清掃工場の見学会やホームページ等を通じて、ごみの分別・処理方法やどのようなものにリサイクルされるかなど住民へ情報提供しており、府においても「大阪府リサイクル認定製品」のパンフレットやプラスチックごみがどのようにリサイクルされるかがわかる啓発パネルにより、府ホームページや市町村イベント等を通じて情報提供を行っています。  引き続き、市町村と連携しながら、府民の意識向上につながる情報をお知らせしていきます。 |
| 17 | P.14 ３　プラスチックごみ対策の推進 | ペットボトルの削減について、マイボトルが利用できるスポットの増加をめざす一例として、無料給水スポットを公共施設等に積極的に設置することを提案します。 | 市町村やマイボトルメーカー、給水機メーカーなど多岐にわたる企業が参画する「おおさかマイボトルパートナーズ」において、給水スポットなど、マイボトルを利用できる箇所を2025年度までに1,000ヵ所に増やす取組を進めており、今後も公共施設への設置も含め、継続して取り組んでいきます。 |
| 18 | 同上 | レジ袋の削減とその他ワンウェイプラスチックの削減について、進捗状況によっては、使用禁止を含めた対策強化を検討することを盛り込んでください。 | 府では、これまで、レジ袋やペットボトルを削減するためマイバッグやマイボトルの常時携帯等について府民に啓発してきており、今後は、府民がマイ容器を利用できる店舗情報をホームページで提供し、プラスチック容器などの使い捨てプラスチックの削減にも取り組んでいきます。 　ご意見は今後の施策の推進にあたり、参考とさせていただきます。 |
| 19 | P.15 ３　プラスチックごみ対策の推進 | 「２）プラスチックごみの分別収集の促進」については、プラスチックごみ一括収集後の分別処理システムが市町村の新たな負担とならないよう、拡大生産者責任の拡張を含む費用分担の具体化を国に求めていくことを盛り込んでください。 | 国においては、プラスチック製品の設計から廃棄処理まであらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するため、「プラスチック資源循環促進法案」を閣議決定し国会に提出しています。府においては、具体的な制度内容を踏まえて、プラスチックごみの新たな回収・リサイクルシステムが市町村の過度な負担とならないよう必要な支援を国に働きかけます。 |
| 20 | P.16 ３　プラスチックごみ対策の推進 | 「４）プラスチック代替素材の活用促進」には大いに期待します。ただし、バイオプラスチックについては、植物由来で、かつ十分な生分解性を持つ素材でなければ問題解決に至らないことも明確にしておくべきです。 | バイオプラスチック（バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチックの総称）の内、植物由来のバイオマスプラスチックは燃やしてもカーボンニュートラルとなるため地球温暖化対策として有効です。また、生分解性プラスチックは土壌や海の中で分解するため海洋プラスチックごみ対策として有効です。 　このため、バイオプラスチックや紙等を原油由来のプラスチックの代替素材として普及させることが重要であり、プラスチック代替素材の活用促進に取り組んでいきます。 |
| 21 | P.19 ４　適正処理の推進 | 2017年に水銀に関する水俣条約が発効し、2018年施行の水銀による環境の汚染の防止に関する法律では市町村が水銀使用廃製品を適正に回収・処分する責務が定められました。しかし、今計画案には一般廃棄物にあたる水銀使用廃製品については何も記述がありません。少なくとも、一般廃棄物について環境省が示した「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」にそった処理を実施するよう、市町村に促すという項目を盛り込むべきです。 | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律において、市町村はその区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 　本計画第３章の「４　適正処理の推進」に記載しているとおり、市町村は法令に基づく適正処理を推進しており、家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収はほとんどの市町村においてすでに実施されています。 |
| 22 | P.19 ４　適正処理の推進 | 処分場の確保では、少なくとも夢洲のスペースを当初目的にそって残しておき、万博に使用せず、万博は既存の陸上で実施することを提起すべきです。特に、南海大地震時の大量廃棄物発生のために確保すべきです。 | 既存の最終処分場をできるだけ長く使用するため、３Rの取組をさらに推進することにより最終処分量の削減を図ります。 　また、今後も継続的・安定的な処理を行うため、近畿２府４県168市町村で実施している大阪湾フェニックス事業を推進していきます。 |
| その他 | | | |
| 23 | ― | 府が副首都になるとの構想があるが、その関連性について明記がないので、副首都そのものの概念が各政策に反映されていないのであれば、大阪を副首都にする必要はない。 　諸外国にも副首都という概念はないので、関西広域連合の中で、関西圏の代表として、都構想の住民投票の結果を尊重しながら、現状と課題を探ってほしい。 | 本計画は、廃棄物処理法や大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。 　ご意見は担当部署にお伝えします。 |
| 24 | ― | 府の循環型社会を推進していくためにも、阻害要因ともいうべき府下の超法規的に認められている遊郭の一掃を計画の目標として、ぜひ盛り込んで頂きたい。 | 本計画は、廃棄物処理法や大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。 　いただいた内容については、ご意見として承ります。 |